官刻
孝義録
巻卅二

伊豫下
土佐

ロ9
1596
42

1596
42

孝義録巻之四十二

伊豫國下

忠義者金六

金六ハ宇摩郡入野村乃百姓喜之請か下人なりし主於
喜之請なりし比あやまちありて家産を離れ田宅家
財をもうしなひ當代なく非人にさらしき小家を作り
てすみしか金六ハ幼きより主人にやしなはれし事
を思ひとりて猶昔をいとなみ尽しけるに喜之請
又もあやまちをし重科て追放せられ別子銅山といふ
所に行しかハ母と妻子ハ件乃小家にありけるを

一人の営ミにて世を渡りして養ひ老たる母の介抱へ是
まてなりけるか今は主の後老たる姑ゆゑにさまさま
を好く故に日々山へ入り出て薪を取
売ひ又は人に雇はれて日々の主人を養ひ豆の
料に与ふる焼飯をこしらへて母は飯ハ之れ
食とせり薪を売り價を以て主に賄ひ其中
よりわつかを分ち母へ与へ髪の油を求めて主の
妻子にあたへ朝夕の飲食もとゝのへ調し貧しく先
夜は草履草鞋を作りて主にさせし衣類は何も
売代にして買ひ母にはなんなりし此孝儀乃ある

せ求めなりて主人を賀し又は人の田地を預り
作り或は畑をも開きなとして老たる母の家産を失ひ
しより二十二年か間心力を尽して年々人並に勝れ
ぬ此夫婦かゝる病をうけ三十日餘りなやみ
に至りぬ其の後も主の営を勤め孝心を尽
もちて母を抱き心をなくしけるか其事ども聞く所せ
られる金六文照しなとを添へ其賞なりとて
志何くしとなんきより領主にて是にて享保十五
年二月米をとらせて賞せり

孝行者平八

宇摩郡古居村小平八といふ百姓あり父乃私名藤と
いへり今年七十あまりなるが若かりしより山里に住て
まづしく世渡りかねしことなせし小山家させしより
下作乃腰折をしてやゝ四年あまりこそ別て痛ても
加はりて起臥も心にまかせず厠のかよひもかなはねど
かの小平八丈夫なりければ父を抱て薬をもすゝめ
つねにも氣力のおとろへざるやうに食物をもまめやかにし
くるしきをもきらに痛しみてやゝとなれば平八ふかく
思ひ次第につかへ腰をもさすりて昔のことを扶け家居のせん
ことかなはぬ病にて真氣のよわりとみえれども寒いと

へかなき海なく食ほしき折は持参て久しく過し折よ
ともにまつ床にふせり病者痛めて薬をのませなどしたる
すのを数多設おきて志ある人に腰をもさすらせ白
毎にいでて種々の接待も臭氣も薄らぎたるを慰む
為には妹のありてつねに参りゆきて父を抱き父の
ものりはしたりけれども食をもとゝのへて出きて
是婿乃あるにて人のすゝめければ妹乃病なよりて
父も倦まざる事あれば好みて魚乃
新たにも絶えず求めて性急にも是をかへてよくすゝめ
かならずもてなし林のはなどもなほくうる事なり父に

なむへき程なくして弟をも賄へたる母なれは
くらきに母継母乃腹に男の三助といへるをまう
けしか継母はうとみまゝことにおもひけん心の中に
小悔るまひ父の病をや厭ひけん年八月を経て
外に家を作らせ器物をもわけて別家にすまはせ
兄弟のまたなく次郎に何くれの好き事をなんいひなれと
いさゝか恨むる色なく継母にいとむつましく仕へて変わる
艱苦をつくしつゝ八年して此中には人もおもはすそのとき
継母は三年さきにうせにき其年八十歳にて実母
の別れしは実なからは紀をも親にまさりし弟ゐをに

多人母小歳して継母といふも父の病にも念頃に
見えしかと尽は人代りて病て歿し墓へ詣て弟も祭り
しき孝子なりといひいつゝかくなるのち八男乃三助
をもすなはちてつるも只日備のことをなけきしか
日数を経て病まれり身をやめて己か一夜を小
にあらさる次看病すを心をつくし己か田畠をけつり一段あまり
をわれ痩地をと申して完者にとて人の田畠を耕しけ
ゆえに一身も貢をかくる事なく人にも知られて返を
年々勤を遠くに行小国乃掟をまもりて争ひの
端を起さず家の内おのれ四人睦ひ和らき外より

あるし妹まて嫂を敬ふ事ありけるにあらはれ領主に
訴へ出れは褒美として享保十七年十二月米をあたふ

忠義者太郎之助

忠義者同妻

忠孝者つね

宇摩郡金川村の百姓宗儀か下人の太郎之助とゆへる
も妻嫁けるともに主につかふる事まめやかなりしに
宗儀なくして後安右衛門といひしか老て後成人の子
もなく年若き男女の子供二人ありけるをはいとゞ幸
少さき産業のよすかなく家をもとも売代なくしかも
太郎之助か許にかへりきてありし太郎之助八人となり
まつ老幼を教老をやしなひ国の掟をまもり人と争なる
なくもとより田畠も物作りして若紀なるを宛て地
の耕しをなしけるか一度も貢をかゝさぬなる後を
夫婦諸ともに家の次第業を営み又は人に雇れ
あるく主を育むを同し心にて小宗儀か子なるぬ
病みて人かくれしか八一人か側をはなれ又二人八世渡り
のわさを励みて手紙に扱ひ二間の梁に田畑柄を
しつらへして狭き家居なれはまたこれに結ひの蒲を
なしおりかまへ床をたるくし並を補てきまとせ人

よろこひのあまり古蹟なとめくらしくうすき衣とゝのへ
孝敬ひろく行ていと殊勝なるにそれより家僕も
むつまやかなれは理りなる事と服しつて其撫そ
なくさめれと機嫌を伺ひさらくいひよらさらくいさゝかも
以不遜なる娘のつ孫も其乃いとまなくにうしさゝく妻
にせんなと思ひなれあつまと老をもち主親乃先途を
見果んることを一筋におもひてよろしくあらそれるこの
志よくすれは此ひまにのをさうしきまは忠義をあらまし
親子孝養あつき色かなるしうそて領主の褒美と
して寛文二年九月三人の者に米をあたへ寛保

二年八月つ孫に八郎さらに林畑をもちとらせて其孝を
賞せり

孝行者忠之助

孝行者とく

新居郡洲之内村に忠之助とく夫婦の者あり
父を七歳の頃見をと金之助とつひに尋ぬるの田畑をもあるき百姓
にて極めて貧しかりしに忠之助八歳きよく病多く
力を用らる業をならひ竹乃細工をなして又は綿を
打て産業とせしかとも己が村にてはあらしかり
近日の土大町村といふ所まで行通ひてその業をいと

なにくれの便りありしとて父を伴ひて彼所に移り
すミ母のミ兄か許にあつけおきて支婦乃身なれハ
ゆるして魚肉餅なとすゝめてたのしましめ家去産となりな
しける一門も父にくるしめ一門も妻をして母の許に
贈りしめ酒なとも常に求めさせ父にあたへしに
貧しさを嫌ふことなく先それと支婦をともなひ
あるしのもとに睦ひ物語りして楽しけり其ハ坂本もな
きまゝに父此身をかくしかり乃紙帳を作りあたへ
支婦をもまたはしけるといふなりのよそく嫌ひて一門
乃紙帳をあたへしかハ知りて小兄か許に贈りてこれハ

用ゐて或時父母札を渡すの本願ありとて西国の霊
場をめくらはやしといふを忠蔵きゝて我兄弟のう
ち一人を伴ひ参らせんと思ひしかとも又やうやうなりとて
てよめるにやそれより札をもとめんといふにそれをも
むつかしとてゆるさゆへせんかたなくて小さき札をあ
まねく法くの西條大町村札の辻錦手屋忠蔵とかきて
出しかして父母にかはりて人々に渡しゝひ巡礼の
みちをめくりて家にかへりたるのちゝ旅装ひ
して出立たるを見るものたれもみな札持来たる巡礼の
者をとゝめて其まゝ二親のもとへかへらぬさき

をとひこさく又茄子胡瓜の類の初めくなりしハ
市にいつけ出るを待てとらせなとしけり後妻を
村人の家に奉公させけるをも絶ゑの事を頼しを
思ひてこゝろよからす忠勤して入らく母をも家に呼よせ
むかへて父と同く住せんの事を主に許し母と兄か
許を離れて父と弟の飲食を調ぬるか我も一緒
すてん事は経を渡とつかなて母の心もちしくは来を
経んとのひあかりてさらにしたてなくはたのしめるを
思ひしかそらよく母此時にいとへやりて年来の
よくに逆へしとそれたく出る母なる類ものなりし

かは兄弟の中らひ睦く人ことに孝道なるよしにもきゝ及
事なかりしかハ村人も感して語へけるよりて領主
の褒美として米をあたへ給ふ是元文四年十二月の
ことなり

孝行者平助

孝行者市左衛門

孝行者吉兵衛

新居郡御村の百姓甚太郎か養子に平助といふもの
ありけるよう職あるかものにて養母のいふむねに従ひ
またよく食ぬ小心をとらて好くいはせて能く調して是を進

出る事ありと云とも雨風烈しく雷なれハ用の
事をとゝめけるうち帰宅させ安否をとひ夢の営をも
先にや悔しきことと母はよろこひ知らしめたる津る
ましきことは母によりてなしけり文吉太郎か身ハ忠三郎に
市左衛門の娘といふ二人の子ありて母とたのむ者を嫁か
終りて其後ひさしからすして天性まめやかなりけり
従身の手助にさへなりて孝心深く孝養懇ろなりしかハ母も
悦ひ我子ハおくれて孝心深くことに全く手助か家業
をも弟なる者を人手を頼り世話ありて手助をたのむ
しめけれハ兄身ハ老たりとも妻子の紛れなくまめ

耕作りカを盡して貢を納むるまても人に後れす
地蠣乃のをまひのよしを記すかまにあれといひさくう
も掘られぬ色ハ地を一尺余りも掘りて人境に石ぬ
すまく年中人々おくしてやめ人ぬ田畠をかふ附る
さるまても地の中ま五六寸の地を穿つまて境まハことと
石を積置く後乃あるをひきうしむ文それらの田
畠の痩せるハ石砂を掻捨てるこ土を入水を絶
悔る井をもとむ恵もくきく人て悔ふくしてたえたりは
石をとつことき田畠の石を廣く集めしをとくて自然
のまま乃かうむるをのまゝなりしハ丈の附あるま

今にいたるまで一度の争論にも及はす里の交り
睦く寺社なとおほく麁をよせられ村人もその行
ひにあれはおのつから農業を励み後の事は三人
をりてのちとまらぬ平助の子を安養寺とたひたひ初は
より書よむことを好み田畠にありても必書を懐に
をさめ人は嫌ふ業のむしろを級とさへかみ落も
家乃内にありても帳簿をひらく後根を燒ても次
学ひ初めて仮名つきたる書まて習ひしを経
書のむつかしきを学ひもおのつからさとり多く識ぬ
しておはせしをは平助か勤きさせたるなるは

常に手ならひし書ともをたくはへ用水乃大井をいしく石
積み浚して往来の人の助けとせり此三人の者
の行跡をよろしからは寶暦元年十月頃主乃
沙汰として銀あたへて賞せられしとそ

忠義者長右衛門

多摩郡金井村乃孫左衛門といへるは同村百姓にて
田地林畑なと二十町ほとも持ち下部をも多く召仕ひ
へてこの里乃富めるものにて家繁昌しとりわけ下部の
篤実なるは扶持として長くへき程の田畑
を分ち小家を与へてたた人と同しことなり孫左衛門も共

孫の多助与八郎吾助金内并に團八といふものを召
を宛置きたらかれ母をもよくかいはうすへしといひしか
すへて十一人のよくあつて氏長右衛門を初めより中の
おとなくてけり孫左衛門ハもからぬ悪疾をうけ
貴賤多く田宅をも失ひ殿若ハ丹んとするを紀に母と
婦をさく具して日々に田畑をたかえしをまして十一人の
ものを深く数きをたのむ主人を省ことあ人を敷に
居て病をあつかひけるものハ一年ハさう兆に
して給金を贈りてまもりて我身たちても志をもく
眠をもつひらく安否をとひゆかるものあ

まほをあはれく惠の如く諸の志しして今住むる
主も衣の薪を嫌く極めて貧ひたるさ衣
服なとに何くれとなく心をかけ孫左衛門を帰らせ
くるを寒さのまぬとともみな力を尽して仕へし
程まを扶く今の主孔ゆへ叶ひたり続きに孫左
衛門死とせしほとに他人の数きとくあるか
かくの如く不慈悲也紀常枝日々に度一日紙眼をまか
ひ又さるから代の人を出して多けむひるへ
進物をもち営ゑて後老母もうち多病の
婦のさあかいみを孫左衛門かあさしくさそこれ

汝まゝやうに仕へ貢銭をゝ林畑を耕乃末数多くき
ひとゝなり病の費さへかさなりけるに纏りなきやゝ下草もなく
まて貢納せ難まするもなかりしかはともかくも給金を
以て償ひとなしては家居を仮屋にしつらへてもなし
風の凌なくなりぬれは薦莚なとを障風のさゝへとなせり
催ともなりて何かにつけ寒さを防ぎをなし兼ね初
文は是余の様なれは日にあたりとも主人をも賀せさ
せたまへに出の少数をもちに朝夕の食物をせまつ
主人にもよく見えしては日々ちに一度ならては
うちとむ鼓ひをとゝも更に用を済ましの食する体なり

ありておのれか主人の恩を重んし仕けるを人も隣され
はしめのほとくは食物を与へて朝夕の営をも助け
あり主人の田地をもかへされて後はさらに枝
物他をもゝめくらしてもしくは貫代なとゝりれと
いさゝかも恨ることもなく彼程あれはそれにつきてかま
を世右衛門みつから営て家内ゝらりて主人の
未進を償ひそれより貧しき生業の事を務さ
まけく家すまゝ繼の暇あれは人に雇はれ
貸銭を得くて主人に償ひしうへ余年かへては業
まを撚て綿を紡ぎ莚を織て助となし勤めけり

年季せしをりから傳聞まをいひきかせて主人の
みつきをもたすけし先〻与助も二三度さきに
まても人に借入給金をかとりて綿へまゐく主人に
従ひ忠も草刈衣古着給たりとも常ニさとも思ひ其
後ハ一人ともを出さぬことやとき乃業をいとなみき
与八郎若助ゟしハ主人の見舞まて見る与八郎ハ
主人の宅地まいりもせし小家を造り宛の地を耕
しく又ハ農耕乃業をよくして主人を助けさて扶くる
もし先祖の為主人の代として高野大峯に詣て
しかも此より歩くも或ハ夜々しく身をかへりて

山門の雑所きはうを引き肩まおひありてしゆんな
くして給さぬ若助ハ数年ゟ写人につかへ一二年きの
かねを往く人を返して見るとも小田作りて用度を
きかをよくハ主人乃家まゐく友は田地をおさめ
みとは木綿の糸くりて反把せしか今は人に嫁を
しとる人室内もとりて作りとし家を売て貢を
償ひ姉乃かし妹のかたとも幸にして助ける
しか今は姉も妹も人まゐくをする定て然ぬ
与ニ姉たちやくより主人の病をいたはりて又ふ
日夜の業をなして主人をたすくる事ゟ与八も

稚くて親に後れし物今まで此宮川に人よつて人
油元結乃料をもらひて主人より後々継乃弟
の代をも給ハりけれは主人の助となり妹のなら
ち幼けれは主人乃側をはなれ次郎抱きて心をとゝく
当りかはらす領主より救置なされしは長左衛門多助
与八郎若助生肉に其を与へ残れる与人のあはれ
ともに銭をとらせ事ハりなりしかを宝暦
五年乃ころなり

孝行者弥助

弥助は周布郡玉之江村乃百姓なりけれハ田畑

をもちたる日頃家ゐて日を分ちて人につき己が母
乃日は荒地を耕し又は日雇ひの業をつとめ
て一人の母を養ひけり母は七十にあまりて年頃乃
病に目さへ見えぬとられ奉公定むる時も必母に
飼ひて己が心叶ふなりとも許し得てゆ
きつゝ人飼に出れハ其朝手眼を当ひ夕に帰れハ食
物乃ことも細紀は乃さまにいたるまてくはしくを
妻にもいひをしへ母よ侍して己ハ其の日の北経業
をなし侍りき其世並けれハも来
へしなとあはせてとらせ母をとりつくろひ母よ侍ひつ母

こなむ程にそまゝをける外ニ出て孫らくなかりの
を貰ひても必母人乃感涙とゝまらす家の内にもなくて孫
にあたへりのをかくとひぬるに母にはさらく補ひて
くつろきをもとめ朝夕の食物をもよき菜をそへて
母に先まちてのみぬるならなく山路に薪をとるにも
てはやく津をわたる時もおろそかにせす母にかけてかへり
妻子をもつ孫にいましめて志をふかく免しき又あるとき
ちさき城防へとき衾もなきとき衣を暖めて母に着
せ時々さむけれは夜は己か衣を脱て母にかへて掛るゝ
ところに母かくしめ我ら一人の婦ありて人に妻となり

しかるに家極めて貧なれは病さへ多くて孫は孫助を
力になして志よく菜をもしらは津親の如くなり
けるにより妻は深く扱へる事ゆるさすしれひやかにい
ひ教へ母に志あらし返をなし娘乃あやまちを
て妻のいましめぬる時は母はんをいる事浅
思ひさりて言葉あらくおいましめんなと常に
りをきくれとも妻は文にいふむ事をもちて深め侍り
扱ひ或時妻の川辺に出て菜をつみけるを孫助
おりんとて海の水に出ゆるく稚きもののもちて母へ
扱ひのふかめ母をそくるまれやさしくちくるかは家男を

日の内に一度ひものを食し又は人の捨物なくてもあ
まりしより母は労なりけんことをおもひて弥
西乃方にむかひ手をあはせて念仏を唱へて常に
母か目の病をなほさせ給へと祈りける病の咒なとせしかは
さしなけれ遠近をたつねて母をすゝめて往ひを
ふかり母か目の病なをれハ問人ことにあまり次をこそうけなかり
ぬるを思へはかくもおのく見えよ此おもひたるハいかゝあり
娘しるへきことあるかやうにてともあへりこととしせぬ
うきんといへる病のおこれて己も母を看病しける母は病ハ
掃く己は愚をもとりいとまて四あるところハ物銭

もまたえくくともわからしけと母は殺をすゝめんことをさかりて
我そかくてあくへ母をもいやしめんとしつくものくふをとゝて
きうせしかハ母も孫助か介抱することを悦ひてかへしはおそらくけふ
るとおんかゝることも領主に聞えて宝暦九年十二月米をあたへ
て褒美しき

孝行者助右衛門

新居郡垣生村の助左衛門ハ田畠の高三石四斗あまり
もてる百姓なり父を勘四郎といひて去りし七十八の高
齢まてながらへ老衰して終に母は十年ほと以前より病に
ふして六十八歳になりにけるを助左衛門やうやう扱ひて

孝養いと懇なりける村の海辺ゟ近けれハ塩やく
事を世渡のわさとなしけり其業を教へて女ならひまて
数日の間家の事を助らハ塩釜屋でしける事なとも
を助尤甚人に勝ミかく夜昼志かく父母をたすく
男なし父又二つ位のかたはらをもきえぬハ孫らいしきまの
乃身なりしを己か手にて付まゐらせ其上おさなき孫をも
枕をならへふして厠乃通ひをたすけ年経て衣服を換
めとをさて厠よりかへる度毎ハ先つつまつかしく是に
して悔しみぬ世を経て家居なれと父をも常にまくら
きをも敷奥の間にすへ置て出とまりは殺ひつゝ流

きなる一とせ初き娘の疱瘡を患ひ毎時に重かりき
しかハ奥の間の事を移らせ戸口のうちにて悔しらめ父を死倒
乃穢まゝて抱きえて救ひそれを医者をまねきてみる人も
浅間しと思ひて志さゝけ種父と娘の部屋を立入しめ
すして陳めまゐらするも戸口よりもさし透間乃風をも厭ひ
ことに娘の病をのみぬる為にも志ゆゑ又父を
端近く移しまいらせハよろしからんといひて周囲をかこひし
かとよりいよいよ思ひはかりつゝもよしむなしく殺奴さきにと
己か悲しみとも出さす行すれと父母をともに慰
めて孝養の念ふかくはさきにまさりたるから須

國乃掟をもそむかず貢も人より先だちておさ
め自他の交りむつましくかりそめにも偽りなし
宝暦十三年四月米をとらせて賞せり

兄弟睦者儀助

新居郡垣生村の百姓儀助ハ田畑乃高一斗八升あまり
わつかなりしか父にをくれ兄の孫左衛門と同くすま
ゐしけるにもとより篤実なるものにて兄に従ひ母乃心にかなひ
けるか母ハ老ぬれば後ハ耕作にも力をつくし獨の営を
なしく兄をもうやまひける或時世渡りの事によ
りて兄の心をやぶりしかばその

怒り家をもおひ出せしを儀助さまざまにとりなして
人をもて詫ひしかと聞もいれす猶怒り
の解けぬまゝその近邊なる所に宿かりて二年をすぐし
けるかは兄乃家やうやう衰へゆくを聞て儀助も
難儀をもかへりみず兄の家にかよひ常に母と兄のうへ
事を心にかけて衰ひ見ては不用の費をいさめけれ
とも母に云ゆつり兄に諫めてける程に兄も子
ともにつかへ本家ひとつになり今は一人の子をあづけ
主に困窮して兄弟共に賣代なからも母乃
いとく哀みて何くれとかい扱ひ物のよく兄が家に住

せられし儀助ハたゞの先より次所ひ力乃かぎり農業
をつとめ又をもやさしく世をわたらせしに歳経るまゝ
母は病にふして寛延二年此六月つゐにうせけれは
儀助か歎きいはんかたなく此かなしみハなれし人の為しか孫
へも次第と人に孫めしけれく泣く香花をそなへ後
乃事をも懇にいとなみけるか猶孫左衛門をも
養ひ思ひて今はことさらに心をつくしけるにやさしきこゝろ也ハ
さるへきは妻をめとり別に家をも構へけるよしみえけ
れは行くへくいふ事なきにつゐに別にものなしみなか五
年さきより孫左衛門も重き病をうけて起もかなはさり

しかは儀助をもよひて妻子乃事など懇にいひきかせ
しく其後儀助ハなく親族にもかへり己か家をとり
まもり兄か家にうつりすみて嫂に向ひて今より母とも
頼みまいらせ甥をもわか子とも思ひてみな人々にもやさしく
いたはりけれは孫とくとみに何ともあらそひ兄妻をもよろしく
捨しより後の事まで嫂に向ひて親のこと仕へ
扱ひしかは村人も感じて領主へ申出ぬよりて領主よりも
米をとらせて褒美ありしハ宝暦十三年正月の
事なりき

孝行者定七

定七は多摩郡滝根村にて一石余りの田畑をも持
畳さす事を業として其日くらしの営みして貧しく
世渡せるものなれば父に衣服等もよくきせず
させ母はおとろへて八十歳にもなりぬれば父母ともに酒を
好みしかば細き手業にて價をもて日毎に是をかひて
すゝめいるなれば時々酒買銭をも渡しおけるに妻も又
おなじく質に置物の代にかへさせるにて常に調へ
くはせ茶酒やうに斗ひなり或は親一族の訪ひ来れ
ある時よくさ丈は家にてもあらん恥をもなすり
しかはきんとなくて彼銭をもちて客のもてなしと

なしけると定七が妻は夫に嫁りける事八人なり
物なりても賄ふ為に衣を脱初めを親に酒をすゝむる料
とせしことありしものをさりけるに用ひしてあしらひやらむ
ねとくに縁ありて出しなかりしが後にかくいはれ
免やしとて父のいふをきゝかたく者をもたりゆきとも
我をも孫ても宿せる事なくば縁付すへく成
なく妻の父の事をもすゝめて貧しきをもて家に扱
ひ飯炊などに来りるもの菜をもちきとてゆくなり
小揚人傭ひにもなり類なる銭を得て夫れ八近所の
者も感じて飯をもくれたりしける時和十六年十二

月米とらせて賞せられしは享和元年十月の事となん

孝行者才右娘

才右衛門娘つるハ新居郡西條中の町乃大年寄廣瀬屋平
吉か身内なり母ハ八十七の老の身なる故に九とせあ
まりより中風をうれへ起居も歩行ことも叶ハさりしを
常に薬養まで心を盡し夏冬ともにさらに怠らす仕へし
を母も嬉しく思ひしとも朝夕拜ミて好ミの物を揃へさせ
又ハ才右衛門の菓子破子やうのものを持かへりさせん事ハ
備へもかくしたのしみ戯れ母も嬉しさに菓子なと好
ありける時たまたまかくひとく出行て其似してやうき

立帰りて又もかの母をなくさめんと小屋にてなすことなとおもしろき物語
なくさみハ紙にて美人形を作り小刀を執ひ家乃
内にて彼おひあるきし見せもののやうなるもの多く集まる事なと
またつれ行て心を慰めなとし浴する事を好ミぬれハ
其さく風呂屋に伴ひて湯あみさせまたかの病に
うけく薬乃事をせらしかりしにその心をとらんと又母
裸になりて相撲乃ことなとやうなる風情をなして又は
浴衣を著て音曲を出し踊乃さまなとなしてそこら
あやしきせ出りて獅子舞のやうなるとも学ひ何くれの
戯をなしつゝ母をよろこはせて慰めける又は初秋なとハ

ごく人に雇ひゆりて是をくゝせりとより従者をも多
かゝへしと穢れしものをもこゝろよく川辺に持行て自
人手にかけず洗ひきよめ先より後津まての金子に添へ人
しらハ領主にはかえく褒美の米を与へし后安永四
年七月の事なりき

孝行者政六

周布郡石田村乃百姓政六ハ田畑乃高四十六石あまり
もちしか継母につかへて孝なり継母は老て後眼を病
て目しゐとなりしも家乃内の歩行さへ心にまかせされハ
昼夜側にありて衣抱まんをなし食物も好むの

ゆくに細して夏ハ涼しく冬ハ暖にまかし厠
乃通ひも手をとりてひく伴へり己も夜まて起臥を
ともにしまれと母のいふまゝに違ふ事なくものゝ好ミ
心にかなへて我身は老ぬれとも母をみとり父の世にハ
ゆたかに暮せしかとも今はやうやく貧しくなり
ゆけるをも母の孝養をと思ひけれハ詳にきかれ
しかりけれとも村もの手本常善の事に人を
つとめ村乃内の事をもよく斗ひ心よりあしき
ものをハ戒め数人諭せしかとりむさとするもの
も多く遠近乃人も感しけるよし領主に請て

天明元年十月褒美の米とらせしハ歳六十
七歳乃時とかやきこえし

孝行者くみ

くみは新居郡氷津村の大庄屋小野七郎右衛門か子なる
運平といふものゝ妻なり男は七郎兵衛とて八歳の時
脊の骨打たれ左右に癰瘡腫出て大切なりけれはくるしみ
夫は父に代りて村のことを司りぬれは看抱も心に
任せす薬くすりなとも任せしに旅めくことも侍りける
そのころ世上にはやりしにあまて四とき慰め治侍ふも
乃も行迷ひ金の人にまかせぬることハ必す叶はなき
あれたる治薬事に類まて毎一人ニて扱ひかたく
て腫物乃うちやまハかへてうつしかとくく後くく是乃
節をしきさはかりしく苑所をまもりいつも看抱
乃まゝ見やうもれまや庭をりくにいえぬくみは猶も
急ぎ次手とて指をうちくし世中みなすなと終り
かえ父もくさくれ草紙なとも読ませ男のいぬる
を待ちて我身も倫まるつ夜まて油と志をく安否
を伺ひ朝は人にさきたちて起出薬なとせんし
住く女人なれハ父も痔疾をいたみてよきにさうらに
若くこともたて稚子あと男のかはらぬさまにありしか

乱心となりし夜も下女に預けて外へ出し時乃事も例を
たかはさりしとき七郎左衛門細にも目さまし娘か
ありてかゝる不憫しきまれまかりて去りし後治さを
髪ゆひすりの茶をのみまでもくみかはし一体まかせ
らひ舅姑乃心を悦せしかは去こ年此夜の頃ゟも半紀
病をうけたるは舅とも又瘧をさへやみ前れハ心を
くるしめて二人か病をとり扱ひ前後目しるし乃娘もくと
と然く頼もしき人にあつくされハ食物をそしめ様も
しかれまゐ人もありしを得さとまかさおのしに秋乃
末つかたもとかしみて行くれと舅姑を慰めての為

と素食をなして中陰を送りしかは去年の春ゟ雑子
をさへ出ひてさし續かせ歌こそに舅姑乃たえ
あきてやかて己か漆をくして隱して舅姑をとりそ
なかさぬ殊に衣を垢つかぬ紀事の里なかり
けるまれ左ののる此末つ方にて出ひ家族をあつく
かうき住しりはくまゐらぬすくぬめやに扱ひ
姑乃方此様ハ多病なれとしかはかえきれて以そを
舅姑に去らしく仕へ左ののるかう次親族
睦しく出入なるものに情をうけ貪しきに衣服をうけ
け病るに食物をあつへしなと扱ひこと深切なりし

寛政二年五月領主より銀をたまひて褒美せり

孝行者徳次郎

周布郡新屋敷村の枝々岡村に徳次郎といふ畠
の百姓あり父は長八といひけるが貧しきものに
なるうへ三年このかた病にさへかゝりて歩行もな
らねば徳次郎いまだ年わかにすぎねど家をもちて借家
してありけるが病やしなひに加へてもし八婦のゆ
きとゞかぬかと心をいためて母懇にいたはり日毎に
山にいりて二荷三荷の柴薪をきりて賣代なく
父をはごくみ賃銭より身を養ひ世渡りとする

し好める食物の價のたかきやすきにかゝはらず求めてすゝめ
つかふる事ふかくも親のいふ事はそむかず又冬は
薪を焚てあたゝかにさせ夏は筵に臥させのせて
河辺あるひは木陰などいふ涼しき所にゆきていぬる
て父寛政二年にいたるまで年ごろよくつかへむすぶ
されどもかしかりと父の位牌を捨まじくかなしみあはれ
も心うしとてよくよくいつも兄弟力を合せ粗菩の
いとなみしくやうくに世を渡りてかくと飢えに
あたへなせり此年の十二月米と綿とを二人にあたへて
褒美ありし時に徳次郎十四歳ゆきは十八歳也

土佐國

孝行者　松平土佐守領分　土佐郡地改分々坂口村　右同百姓傳七妹　さく　二十一歳　明和二年褒美

孝行者　同領　幡多郡入野ヶ大井村　右同百姓加之將娘　權右衛門　五十歳　明和三年褒美

孝行者　同領　香我美郡韮生之根谷村　右同百姓蔵右衛門娘　かめ　三十六歳　明和八年褒美

孝行者　同領　安藝郡田野浦若宮　右同百姓与市右衛門娘　せん　六十三歳　安永二年褒美

孝行者　同領　同所　同　ゆく　四十六歳　同時褒美

孝行者　同領　長岡郡植田村　百姓　十右衛　五十歳　安永二年褒美

孝行者　同領　幡多郡中村下モ町　町人長作娘　ふみ　二十一歳　安永二年褒美

孝行者　同領　高知城下北奉公人町　町人等屋七右衛門娘　きく　五十六歳　安永四年　褒美

孝行者　同領　同所　同　かん　五十四歳　同時　褒美

孝行者　同領　高知城下新町　町人青木屋作右衛門倅　金之助　二十五歳　安永八年　褒美

孝行者　同領　土佐郡井口村　百姓　長之丞　四十九歳　安永八年　褒美

孝行者　同領　高知城下山田町筋新町　町人青貴　新六　四十四歳　天明三年　褒美

孝行者　同領　高知城下山田町　町人日雇稼　惣六　五十四歳　天明三年　褒美

孝行者　同領　同所　惣六妻　たき　二十八歳　同時　褒美

孝行者　同領　香我美郡佐古村　百姓七右衛門倅　孫六　四十六歳　天明五年　褒美

○孝行者　同領　土佐郡潮江村　百姓与三兵衛久八娘　かね　三十三歳　天明六年　褒美

孝行者　同領　高知城下浦戸町　座頭　亀都　五十五歳　天明七年　褒美

孝行者　同領　土佐郡杓田村　百姓日雇稼佐次右衛門倅　孫右衛門　二十五歳　天明七年　褒美

孝行者　同領　長岡郡須江村　百姓日雇稼　林作　五十二歳　天明八年　褒美

孝行者　同領　高岡郡吾井郷村　名田百姓貞右衛門娘　しか　四十一歳　天明八年　褒美

貞節者　同領　土佐郡朝倉村　名田百姓幸右衛門妻　さち　三十二歳　天明八年　褒美

孝行者　同領　土佐郡井口村　百姓日雇稼七右衛門娘　もく　五十七歳　天明八年　褒美

孝行者　同領　同所　同孫　惣助　二十八歳　同時　褒美

孝行者かね

土佐郡潮江村にかねといふ女あり母ハ早にまかりて世
をさりし父ハ久八といひて農のおさめなりはひをいせ
なりとなりしいとまつしく暮しけるか安永乃初より
中風をうれへ病て起臥もくるしけるまゝ男子なきもの
次姉娘の年十にあまりける八同しく里北常助といふもの
にゆきしくなすこと定まりし程に妹乃かねのみかひかひし
く父をいたはり若けれともよく見別し業の暮らし
て市にいて明暮乃食物ハ父の好める物を求め
移と鮮なる魚或ハ菜園のものなとつねに調してあ

すむ市に出ぬる時ハかれ隣りたちよりて父か事を
語り頼ミおきて稲の束酒代ぬかしくはその帰るさ
なりハ必求めて来りけるをいつれの人も感しあへ
かくて領主にも召出されて筆とらせて禄賜あり
きりとなりてかへりしさ茅屋なれは戸障子なとも
ともりもなかりけれは冬ハ透間乃風のさむけ
しのきかたく火鉢に火をあやまちておこれるゝ
に衾ぬすみ衣服なとうりてありけれハ暖にねかしめ
己は枕上にありて夜もすからの業をいとなミあれ
た筆紙物調へよろこひをなしぬハ前栽乃菜をあか

木乃実のおしにあと竹乃筒にさしてはかく貝ともに
をとも悦ひをなして常ニかく筆紙なとよろこひぬる経年も
ふるに和歌なれハ心をとりつゝ年ころたゆまず秋の
夕乃露けきさま虫の音なく哀れ人をあはれむ
母とする我まさけなや秋乃むしとりわき
おなしこゝろに国乃ならひにも父をとふらひ蟋蟀
の声を聞すゝめてよくさとしさとらんにはかたくハおもひ
つゝ筆しるへし彼か孝心なりき也ぬるに人も大かた
まことなりけん一とせ水出たるに村籍の者助ハ父ハとられ
ひら移もりまかそひて寺院まてさけるましし院主

酒のみをおろして魚ひさきて又市に出其の義を商ふ路自
價をまして買せけるも或時風邪をわけしく在家の小屋乃
主に衣んまを村人の憐みて久八を扶けおひく出るにまりて
して家を倒され其ものし後営に建んさるときもなかりし
如は村のものつぎされる者の義ありて造作の料をとらせて
とらん文は七十九まて宣しくあしかはあしく葬りし縁者
孫吾後までも義なりしと文も領へ出まりしは天明六年
十月領主より銀をあたへて褒美せり

孝義録巻之四十二